平成２６年（フ）第５００号
広島市西区横川町３丁目２番21号
破産者　有限会社セブンエイト
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２６号
広島県福山市駅家町大字上山守293番地の２
破産者　三好運送株式会社
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１３号
宮崎市清武町岡１丁目15番地２、商業登記簿上の本店所在地宮崎市清武町今泉甲54番地２
破産者　有限会社トイ・ファクトリー
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１４４６号
福岡市西区福重４丁目18番３号
破産者　株式会社愛着倶楽部
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２０９号
新潟市秋葉区古田３丁目１番28号
破産者　有限会社新津プリント社
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６７号
福岡市東区千早６丁目６番16号
破産者　医療法人愛育会渡辺産婦人科クリニック
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８５号
富山県砺波市太郎丸１丁目11番28号
破産者　有限会社アシスト
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第６１号
三重県松阪市宮町63番地１サンステージ202、前住所三重県松阪市駅部田町622番地６サンスカイ細Ⅱ３Ｃ号室
破産者　冨田　　秀
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第１４６４号
福岡市中央区舞鶴２丁目８番６号
破産者　株式会社Ｏｆｆｉｃｅ　ＥＮＭＡ
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４９６号
福岡市西区横浜３丁目２―23―201号
破産者　有限会社凱路
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２号
福岡市博多区博多駅前３丁目21番15号
破産者　医療法人柏山会
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２８０号
札幌市豊平区美園４条２丁目２番３号
破産者　美園運輸建設株式会社
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５９６号
札幌市東区北15条東12丁目２番10号
破産者　アーカムプロダクツ株式会社
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８６号
茨城県水戸市緑町１丁目６番21号
破産者　有限会社ビーズエンジニアリング
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１９８号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原1054番地１
破産者　株式会社晶陽
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１９９号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原680番地26　光水ハイツＢ―307、開始決定時の住所栃木県日光市鬼怒川温泉大原1054番地１　フォレストガーデンＣ
破産者　長尾　良海
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２３５号
栃木県宇都宮市下岡本町4401番地　クオリティベル101、前住所栃木県那須烏山市下川井303番地５
破産者　吉田　三郎
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３３８号
栃木県鹿沼市上野町278番地11　シャンツェインウワノ202号、前住所栃木県鹿沼市緑町２丁目６番25号
破産者　渡嘉敷敏保（旧姓田中）
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１６号
栃木県宇都宮市芦沼町2255番地33
破産者　有限会社体幸製作所
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２４号
栃木県宇都宮市下戸祭１丁目８番３号　キノタウン405、前住所茨城県常陸太田市磯部町603番地の１
破産者　増渕　栄美（旧姓片岡）
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３２号
栃木県宇都宮市岩曽町1152番地28
破産者　小堀　昭政
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係